

福井市下水道事業経営戦略策定審議委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 中長期的な経営の基本計画である福井市下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定するにあたり、幅広く意見を求め、専門的な観点から検討を行うため、福井市下水道事業経営戦略策定審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略に関する以下のことについて審議し、下水道事業管理者である市長(以下「市長」という。)に提言、助言等を行うものとする。

- (1) 事業の現状分析・評価に関すること
- (2) 将来像及び目標の設定に関すること
- (3) 実現方策に関すること
- (4) その他福井市下水道事業経営戦略に関して市長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道事業に識見を有する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長に審議結果を提言した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議を運営する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福井市下水道部下水管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に招集する委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。